

国際分類第11-2022版対応の作成に当たり

第31回ニース国際分類専門家委員会は、新型コロナウイルス感染症の世界的流行に伴い、物理的参加とオンライン参加によるハイブリッド会合として、令和3年4月19日～4月23日に開催されました。そして、同委員会における議論の結果、来年1月に発効する国際分類第11-2022版が決定されました。

この国際分類第11-2022版に対応するため、商品及び役務の区分に属する商品又は役務が掲げられている商標法施行規則別表について所要の改正を行う、商標法施行規則の一部を改正する省令が令和4年1月1日に施行されます。（令和3年経済産業省令第82号 令和3年12月15日公布）

そこで、「類似商品・役務審査基準〔国際分類第11-2022版〕」においては、商標法施行規則の一部改正に対応した改訂を、また類否関係をより明確にすべく、一部の商品及び役務について表示の明確化等を行いました。

主な変更点は以下のとおりです。

（1）国際分類及び省令別表の改正に即した改訂

例) <類移行> 第5類「衛生マスク」 → 第10類「衛生マスク」

<追加> 第39類「廃棄物の収集」

（2）表示の明確化、商取引の実情の変化等に伴う見直し

例) <追加> 第36類「暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換」

<追加> 第44類「景観の設計」

本審査基準が、商品又は役務に関する審査の円滑な運用に資することを望みます。

令和3年12月

特許庁審査業務部商標課長

高野 和行